

令和3年度第三者評価機関認証申請受付について

栃木県内で、評価機関として福祉サービス第三者評価事業を実施しようとする法人は、評価の信頼性を確保するため、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「県推進機構」という。）の認証を受ける必要があります。

1 受付期間と提出場所について

下記に示す申請書を事務局あて郵送または持参してください。
提出された申請書にもとづき、県推進機構の認証審査を行います。

※ 8月13日(金)必着

提出場所： とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 事務局
〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6（とちぎ福祉プラザ内）
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内
受付時間 9:00～16:00（土曜・日曜・祝日を除く）

※申請書の書き方や、ご相談は上記申請受付期間以外でも受け付けています。

2 認証までのスケジュール

申請の受付
7月5日～8月13日
定められた要件を具備した上で、認証申請に必要な資料を添えて申請書を提出していただきます。



評価調査者養成研修
8月18日～9月21日
のうち
5日間開催
評価調査者になろうとする方は受講が必要です。
県推進機構に認証された評価機関または、上記申請の受付期間内に評価機関の認証申請を行う法人を通しての受講申し込みになります。
詳細は[こちら](#)から
※受講申込 8月4日(水)必着。
※個人での申し込みは受け付けません。



申請審査
令和4年2月頃
県推進機構認証部会において認証基準に沿って、提出された法人の状況や評価調査者の要件などの審査を行います。



認証
令和4年4月1日～
令和5年3月31日
までとなります。
認証の決定後、郵送で認証通知書を交付します。
（不認証の場合は、不認証通知書を交付します。）

3 認証要件の概要

(1) 法人格を有すること

公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人等、法人の形態は問いません。

(2) 県推進機構が実施する評価調査者養成研修を受講した以下の a または b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置していること

a **組織運営管理業務**を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

3年以上経験している者	法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者
同等の能力を有していると認められる者	法人組織内で、部署を統括する監督・管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者又は経営相談等の業務に3年以上従事している者

b **福祉、医療、保健分野**の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

有資格者で当該業務を3年以上経験している者	医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者
学識経験者で当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ、福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者
同等の能力を有していると認められる者	福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他の非営利団体の常勤職員等又は民間企業その他の営利団体の常勤職員等で3年以上の現場経験(相談業務を含む)を有する者、又は、現場経験(相談業務を含む)は有しないが3年以上の福祉分野の勤務経験を有しており福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者
	有資格者・学識経験者・福祉現場経験等の年数を通算して3年以上の経験を有する者で福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者

例 1) 法人内に、養成研修を修了した介護支援専門員が2名のみ所属する場合

→ **a がいないため**、要件を満たしません。

2) 法人内に、養成研修を修了した役員が2名のみ所属する場合

→ **b がいないため**、要件を満たしません。

(3) 規程等を整備していること

評価調査者一覧、事業内容、守秘義務規程、倫理規程、料金表等を事業内容の透明性を確保するために整備し、認証後公開しなければなりません。

(4) 苦情等への対応体制を整備していること

第三者評価を実施した事業者等からの苦情等への対応体制を整備していなければなりません。

4 申請に必要な書類について

「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」(様式一①)に、下記(1)～(16)の必要書類を添えて申請を行ってください。申請書には、**法人印**が必要です。

申請に必要な全ての様式(申請様式1～様式7)

※様式のデータは県推進機構ホームページ <http://www.tfhs.jp/certify.html> からダウンロードできます。

(1) 法人の定款、寄付行為等及び法人登記簿の謄本

法人の定款又は寄付行為等に、**第三者評価事業に関する記載があること**が必要です。変更準備中の場合は、変更準備中であること及び変更予定時期を文書提示いただければ申請できます。この場合、定款又は寄付行為等の変更後に、評価機関として認証することになります。

(2) 法人の理事会等の構成員の名簿(様式1)

- ・「認証番号」は、**空白**にしてください。
- ・「評価機関名」は、**法人名**を記載してください。
- ・「現職」は、申請する法人以外と雇用関係がある、及び役職についている場合のみ記入してください。

(3) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録

- ・法人の形態を問わず、前年度の、①事業報告書、②収支計算書、③貸借対照表、④財産目録の全てを提出してください。
- ・法人を設立し、1年に満たない場合は、**設立時から申請時まで**の上記①から④を提出してください。

(4) 評価調査者名簿(様式2)

- ・「認証番号」は、**空白**にしてください。
- ・「評価機関名」は、**法人名**を記載してください。
- ・「区分」は、評価調査者要件に従って、「a」、「b」または「a・b」の両方に○をつけてください。
- ・「評価調査者養成研修修了者番号」は、養成研修を修了している場合は修了者番号を、今年度受講予定の場合は「**受講予定**」と**記入**してください。
- ・評価調査者は、複数の評価機関に所属することも可能です。その場合、「主たる所属評価機関」が分かるよう、氏名の横に、『(主)』または『(従)』とご記入ください。1機関のみの所属であれば記入の必要はありません。
- ・「主な資格」は、「a」または「b」の区分とした根拠となる経歴を記載してください。

(5) 料金表

料金表は、そのまま県推進機構ホームページに掲載しますので、文書とデータでの提出をお願いします。(メール可)

(6) 第三者評価の手法に関する規程

[ひな形](#)を参考にしてください。

(7) 第三者評価基準

- ・県推進機構が定めた評価基準(以下、「県評価基準」という。)に従って、第三者評価を行わなければなりません。ただし、県評価基準を満たした上で、所要の項目を追加することができます。
- ・県評価基準と同じ評価基準を使用する場合は、その旨文書に添付いただければ、改めて評価基準を提出していただく必要はありません。

(8) 守秘義務に関する規程

[ひな形](#)を参考にしてください。

(9) 文書図画及び電磁的記録の保存及び廃棄に関する規程

[ひな形](#)を参考にしてください。

(10) 倫理規程

[ひな形](#)を参考にしてください。

(11) 評価機関情報(様式3)

- ・「認証番号」は、[空白](#)にしてください。
- ・「評価機関名」は、法人名を記載してください。
- ・「評価対象サービス」は、現在、県推進機構において策定してある13サービスの中から、評価機関において評価を行うサービスを記載してください。全て行う場合は、13サービス全ての名称を記載してください。
- ・「評価料金」は、記載内容が多い場合には、別紙にしても構いません。その際は、『別紙のとおり』と記載し、評価料金表を添付してください。
- ・「所属評価調査者」は、評価調査者養成研修修了者番号を記載してください。今年度受講予定の場合は、氏名を記載してください。
- ・「評価の手法等」は、『福祉サービス第三者評価の手法のとおり』と記載してください。
- ・「評価実績件数」は、[栃木県内で評価を行った](#)実績件数についてです。他都道府県での評価実績は含みません。従って、すべて『0件』になります。
- ・「PR欄」は、原則として記載された内容をそのまま県推進機構ホームページに掲載します。

(12) 所属評価調査者情報(様式4)

- ・「評価調査者養成研修修了者番号」は、養成研修を修了している場合は修了者番号を、今年度受講予定の場合は氏名を記載してください。
- ・「所属評価機関名」は、評価調査者が複数の評価機関に所属する場合、前述(4)のとおり、修了者番号又は氏名の横に『(主)』または『(従)』と明記してください。
- ・「評価実績件数」は、今年度受講予定の場合、『0件』と記載してください。

(13) 認証要領2(1)ウの各号に該当すること等の申告書(様式5)

認証要領2(1)ウについて、要件を満たすことを申告します。

(14) 第三者評価の手法2(5)(6)各号に関することの申告書(様式5-②)

(15) 苦情等への対応体制報告書(様式6)

- ・第三者評価を実施した事業者からの苦情等への対応体制を整備しているかを報告します。

(16)研修機会確保状況報告書(様式7)

評価調査者に対する研修の機会を確保しているかを報告します。

5 評価対象サービス

栃木県において、第三者評価を実施できる福祉サービスは 13 サービスです。

区分	サービス種別
高齢者	特別養護老人ホーム
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	通所介護
	訪問介護
障害者	施設入所支援
	生活介護
	就労継続支援A
	就労継続支援B
	就労移行支援
	療養介護
児童	保育所
保護	救護施設

6 その他

申請にあたっては、下記要綱等もご参照ください。

- ・ [とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構設置要綱](#)
- ・ [福祉サービス第三者評価機関認証要領](#)
- ・ [認証要領実施細則](#)
- ・ [第三者評価の手法](#)
- ・ [福祉サービス第三者評価の実施に関する契約書\(ひな型\)](#)
- ・ [福祉サービス第三者評価結果公表要領](#)
- ・ [評価調査者研修実施要領](#)

7 お問い合わせ先

評価機関の申請に関することや、第三者評価事業の全般に関するご質問やご相談を受け付けています。

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構事務局

TEL 028-622-7555/FAX 028-622-2316

ホームページ <http://www.tfhs.jp> E-mail info@tfhs.jp

令和3年度評価調査者養成研修実施要領

1 目的

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）評価調査者研修実施要領に基づき、推進機構が認証した第三者評価機関が、福祉サービス第三者評価を実施するにあたり、その所属する評価調査者が一定の知識と技術を持って評価を行うことができるよう、本研修を実施します。

2 主催

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会）

3 会場

とちぎ福祉プラザ（宇都宮市若草1-10-6）、実習施設

4 受講定員

5名

定員を超えた場合は、受講者名簿の優先順位などを配慮のうえ、調整させていただきます。

5 受講対象者

次の（1）（2）の要件を両方満たしている者を対象とします。（別添受講資格要件を参照）

（1）次のa又はbを満たしている者

- a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

（2）推進機構から認証を受けている、または今年度中に認証を受ける予定の第三者評価機関に属している（属する予定の）者

※推進機構評価調査者研修実施要領第11条の規定により、「3年以上評価業務に従事しない場合には資格を失う」となっております。

資格喪失日の前日までに評価結果の公表が難しい者が、資格の継続を希望する場合は、本研修の受講対象となります。

なお、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要領の2の（1）のイの規定により、aまたはbの資格を有する評価調査員をそれぞれ1名以上設置できない場合、同要領の4の（1）の規定により、評価機関の認証を取り消される場合があることも併せてご承知おきください。

6 受講料

無料（交通費及び研修期間中の昼食・宿泊費等は各自ご用意ください）

7 研修実施日、会場（予定）

- 第1日目 8月18日（水）401会議室
- 第2日目 8月25日（水）404会議室
- 第3日目 9月 3日（金）404会議室
- 第4日目 9月13日（月）宝木保育園（宇都宮市内）、404会議室
- 第5日目 9月21日（火）301会議室

8 研修カリキュラム

別紙カリキュラムにより実施します。

9 受講申込み

第三者評価機関にて受講申込者をお取りまとめのうえ、養成研修受講申込書等必要書類を添えて、推進機構あてにお申込みください。（個人からの個別の申し込みは受けません。）

様式等は、ホームページ（<http://www.tfhs.jp/>）からダウンロードできます。

【今年度認証申請を行う第三者評価機関の皆様へ】

- ・「評価機関名」の欄は、認証申請を行う法人の名称をご記入ください。
- ・「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」も期限内に提出してください。

【評価機関への留意事項】

- ・受講予定者に対して事前に社会福祉制度や第三者評価制度に対する理解を深めていただくとともに、各機関に所属する評価調査者であるという認識を徹底されるようお願いいたします。
- ・また、本研修は本県における評価調査者として必要な一定の知識、技術への理解を目指すものであり、実際の評価に向けて、評価調査者としての資質のさらなる向上は、各評価機関内における研修や自己研鑽によるものであることを徹底されるようお願いいたします。

10 申込書類

お申込みの際の必要書類は次のとおりです。

- ・ 評価調査者養成研修受講申込書（様式1）
 - ・ 受講申込者名簿（別記様式）
 - ・ 評価調査者経験・資格証明書（様式2） ※個人ごとに作成のこと
 - ・ 事前レポート ※個人ごとに作成のこと
 - テーマ1 今回の養成研修では、何を学びたいですか
 - テーマ2 評価調査者としてどのような活動をしたいと考えていますか
- 各400字以内、A4縦の用紙1枚に横書きのこと（様式は任意）

11 申込み受付期間

令和3年8月4日（水）まで 必着

12 受講の決定

申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を第三者評価機関に通知します。

13 研修の修了

本研修全課程の修了確認及び提出されたレポート内容等の検討後に、評価調査者養成研修修了者証の交付の可否を決定します。修了証は郵送にて第三者評価機関あてに送付します。

なお、平成30年度から社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）、母子生活支援施設）の評価機関の認証は全国推進組織（全国社会福祉協議会）によるものとなっています。社会的養護施設を評価するにあたっては、別途、全国社会福祉協議会等が主催する社会的養護関係施設第三者評価調査者養成研修を受講する必要がありますので、ご注意ください。

14 お申込み先・お問合せ先

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6（栃木県社会福祉協議会内）

電話028-622-7555 FAX028-622-2316

E-mail info@tfhs.jp

ホームページ <http://www.tfhs.jp/>

令和3年度 評価調査者養成研修日程

第1日目 令和3年8月18日(水) 会場：とちぎ福祉プラザ401会議室

時間	研修項目	形態	目的	講師/担当
9:00	受付			
9:15	開会 オリエンテーション			事務局
9:30	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義 1時間20分	第三者評価事業の理念や基本的な考え方、動向を理解する。	福田 雅章氏
10:50	休憩			
11:00	2 評価調査者の役割と倫理	講義 1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	福田 雅章氏
12:00	休憩			
13:00	3 利用者調査の方法等について	講義 1時間40分	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	葭田 美知子氏
14:40	休憩			
14:50	4 第三者評価の全体像	講義 30分	各種規程等の説明。評価調査者養成研修の位置付け等を理解する。	事務局
15:20	実習先事業所の事前提出資料の確認	30分	各自で事前提出資料の内容を確認する。	
15:50	事務連絡			事務局
16:00	終了	計5時間		

第2日目 令和3年8月25日(水) 会場：とちぎ福祉プラザ404会議室

時間	研修項目	形態	目的	講師/担当
9:15	受付			
9:30	5 第三者評価基準の理解と判断のポイント「共通分野」	講義 1時間30分	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	林 和美氏
11:00	休憩			
11:10	6 第三者評価基準の理解と判断のポイント「高齢分野」	講義 1時間30分	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	林 和美氏
12:40	休憩			
13:40	7 第三者評価基準の理解と判断のポイント「障害分野」	講義 1時間30分	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	伊藤 淳一氏
15:10	事務連絡			事務局
15:20	終了	計4.5時間		

第3日目 令和3年9月3日（金） 会場：とちぎ福祉プラザ404会議室

	研修項目	形態	目的	講師/担当
9:15	受付			
9:30	8 第三者評価基準の理解と判断のポイント「保育分野」	講義 1時間30分	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	坪井 真氏
11:00	休憩			
11:10	9 書面（事前）審査の着眼点	講義 1時間20分	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	坪井 真氏
12:30	休憩			
13:30	10 訪問調査の着眼点	演習 3時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	坪井 真氏
16:30	事務連絡			事務局
16:40	終了	計5.8時間		

第4日目 令和3年9月13日（月） 会場：宝木保育園
とちぎ福祉プラザ404会議室

時間	研修項目	形態	目的	講師/担当
9:30	11 実習Ⅰ（訪問調査）	実習 2時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	坪井 真氏
11:30	休憩			
12:30	11 実習Ⅰ（訪問調査）	実習 2時間30分		
15:00	会場移動			
15:20	11 実習Ⅰ（振り返り）	演習 1時間30分		
16:50	事務連絡			
17:00	終了	計6時間		

第5日目 令和3年9月21日（火） 会場：とちぎ福祉プラザ301会議室

時間	研修項目	形態	目的	講師/担当
9:15	受付			
9:30	12 実習Ⅱ	演習 2時間30分	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	坪井 真氏
12:00	休憩			
13:00	12 実習Ⅱ	演習 3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	
16:00	事務連絡・修了レポート	全体会 1時間	研修修了にあたって、レポートを提出する。	事務局
17:00	終了	計6.5時間		